

P1 消費者被害防止DVD好評貸出中!

P2 暖房器具を安全・快適に使いましょう!

P3 暮らしフェスタ2017終了報告

P4 原野商法の二次被害にご用心(相談事例)

消費者被害防止DVD ご活用ください。

消費者トラブルを防ぐ方法や暮らしに役立つ知識を学べるDVDを無料で貸し出しています。

○貸出期間 2週間 ○貸出料 無料 ○貸出対象 学校・地域団体・個人(区民)

全70作品(4ジャンル) 10分~60分 ドラマ・アニメ・実演・クイズ風の内容で楽しめます。

悪質商法・詐欺の手口と対処法(28作品)

「悪質商法!あなたは狙われている」

悪質商法の共通点を解説し、手口の多様化にも対処できる心構えの一助となる内容です。消費者契約法、特定商取引法による解決策も紹介しています。(20分・ドラマ)



金融とカードの知恵(17作品)

「家族で防ごう!金融犯罪」

振り込め詐欺や還付金詐欺・投資勧誘詐欺、ネットバンキングやネット通販の詐欺・犯罪について、最新の手口と対策を紹介しています。(35分・ドラマ)

携帯・インターネット・情報社会(8作品)

「スマホの安全な使い方」

子供たちのスマートフォン・SNSによる、犯罪やいじめなどのトラブルが増えています。中学生の仲良し4人組に起きる事件を解説付きでわかりやすく紹介しています。(23分・ドラマ)

食と生活の知恵(17作品)

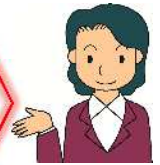
「手仕上げを活かしたワイシャツの復元」

クリーニング店の技術学習のDVD。ワイシャツ、スーツのアイロン仕上げのプロの技術を知ることができます。(39分・実演)



詳しくは、消費者センターHPをご覧ください。 検索 江戸川区消費者センター(DVD貸出のご案内)

暖房器具を安全・快適に!



電気ストーブは誤った使用をすると危険です。

これから暖房器具が活躍する季節ですが、使い方を誤ると火災などの原因につながる可能性があります。東京都が平成26年に使用実態を調査した結果をご紹介します。ストーブを安全に正しく使用するためにお役立てください。

1. 暖房器具の中で、電気ストーブによる火災が全体の73%を占めています。

東京消防庁管内で、最も多発している暖房器具の火災発生は、電気ストーブが73%、石油ストーブが19%、ガスストーブが8%となっています。(H21年~H25年)

2. 電気ストーブから1m未満の距離に物を置いている人が6割を超えています。

ストーブの前面から物をどのくらい離しているかを聞いたところ、石油ストーブは物から1m未満で使用している方が3割でしたが、電気ストーブは6割を超えています。

製品の取扱説明書等においても十分な距離をとることが推奨されています。電気ストーブの近くに布団、衣類、雑誌等の可燃物が置いてあると何かの拍子でストーブに触れ出火したり、やけどの危険があります。可燃物との距離をしっかりと事故を防ぎましょう。

3. 電気ストーブの近くに物を置くと火災の危険が高まります。

使用中の電気ストーブの前面に綿布団を敷き、5cmから1mまで距離を変えてそれぞれの温度を測定したところ、電気ストーブから5cm離れた場合は発煙し、表面温度は500以上に上昇しました。また、10cm離れた場合発煙はしなかったものの表面温度は約200に、30cm離れた場合でも100以上まで温度が上昇するなど物が触れていなくても、距離が近いと火災ややけどの危険が高まることわかりました。



電気ストーブの使用における注意事項

取扱説明書をよく読み、物から十分に離す!

寝る時やその場を離れる時はスイッチを切る習慣をつける!

使用しない時は電源プラグをコンセントから抜いておく!

電源プラグや電源コードの清掃・点検をする!



江戸川区消費生活展

「くらしフェスタ2017」を開催しました

10月27日(金)、グリーンパレスにて、～手をつなごう消費者の輪(わ)～をテーマに、消費生活展「くらしフェスタ2017」を開催しました。会場では消費者団体6団体による活動成果の発表や体験コーナーのほか関係機関4団体による、暮らしに役立つ展示や相談コーナーを設けました。ご来場いただいた皆様ありがとうございました。



飲料の糖度を調べてみました



小松菜入り白玉団子を試食



和服を洋装に！リフォームファッションショー



地域の熟年者のみまもり活動の紹介

江戸川みまもり隊 (消費者センター登録団体)

平成23年7月、江戸川区総合人生大学卒業生が中心となり会を結成しました。活動地域は東部地区。主にひとり暮らしの高齢者のお宅を訪問し、安否確認などを含めたみまもり活動を行っています。また、地域交流会やお茶の間活動なども開催しています。会員は40名です。



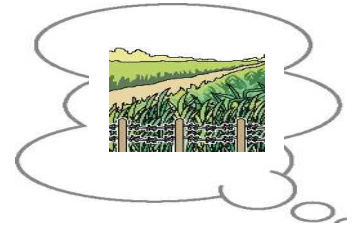
(写真) 総合人生大学HPより



原野商法 二次被害のトラブルが増えています！

「原野を高値で買い取りしたい」という誘いは要注意！

数十年前に、値上がりの見込みがない土地を、将来値上がりするかのよう
に言葉巧みに買わされた土地取引を原野商法と言います。当時、土地を購入
した方も高齢になり売却をあきらめていたところ、突然不動産業者から「土
地を高値で買い取りたい。」という話を持ちかけられ、現地調査料や名義変
更料などを騙しとられたという二次被害が近年増加しています。



【相談事例】

- ・父親がむかし購入した土地を高値で売却することを条件に、新たに土地を購入する契約をしていた。
詐欺なのではないかと心配している。(相談者は息子)
- ・30年前に買った土地の管理料を購入当初は支払っていたが、その後請求が
なくなりそのままにしていたところ、突然数十万円の管理料の督促状が届いた。
支払わなければいけないのか？
- ・「所有地周辺にリゾート開発が予定されている」土地を高値で買い取りたいという電話を受け訪問
を承諾してしまった。だましの手口では？ 新たな費用負担を求められないか心配。



ここがポイント！【アドバイス】



- ・業者のセールストークを鵜呑みにしないこと。
- ・不審な電話や必要のない訪問は、キッパリと断ること。
- ・できる限り自分で土地の現況を確認すること。
- ・業者が説明している根拠(開発など)を当該自治体などに確認してみることに。
- ・困ったときは、早めに消費者センターにご相談ください。

江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階
相談電話 03-5662-7637(直通)
相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時



**土曜・日曜日でお急ぎの方は、
全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください**